

2026
年度版

その使い方、大丈夫？

ソーシャルメディア
利用のための

ガイド ライン

SOCIAL MEDIA GUIDELINE FOR KANAGAWA UNIVERSITY



YouTube



TikTok

BeReal.

HOW TO USE SOCIAL MEDIA?



学校法人神奈川大学は情報倫理啓発のため
「ソーシャルメディア利用のためのガイドライン」
の発行と「サイバーセキュリティに関する情報リンク」
の公開を行っています。

学校法人神奈川大学ソーシャルメディア利用のためのガイドライン

■ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、学校法人神奈川大学の教職員及び契約に基づいた職員に準ずる者（非常勤講師、派遣職員等をいう）、学生および附属中・高等学校生徒を対象に、ソーシャルメディアを利用する際に留意すべき事項等について定めています。

ソーシャルメディアを利用した、自由でオープンな議論、グローバルなネットワーク形成、積極的な社会参加については、意義ある活動として認められるものであり、原則としてソーシャルメディアの利用は個人の自由に属するものです。しかし、その利用法を誤ると、利用者本人の不利益となるだけでなく、他人や学校法人神奈川大学の名誉を傷つけたり、社会的利益を損ねる可能性があります。内容を充分理解し、適切な利用を心がけてください。



ソーシャルメディア利用
のためのガイドラインは
こちらから閲覧できます

サイバーセキュリティに関する情報リンク

現代社会では高度に情報化が進み、情報ネットワークが社会基盤として位置づけられ、情報機器を扱えること、また情報処理の基本的知識を身につけて、人や組織と交流できることが求められています。

また、インターネットがより身近なものとなったことで、みなさんは常にサイバーセキュリティの問題にさらされています。各種公的機関が発信する最新のサイバーセキュリティ情報サイトを取りまとめているので、必ず目を通し情報化社会における正しい知識を身につけてください。

※リンク集最終更新:2026年1月



サイバーセキュリティに
関する情報リンクは
こちらから閲覧できます

ソーシャルメディアとは



BeReal.

ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信してコミュニケーションを形成していく電子的なメディアを言います。

【代表的なソーシャルメディア】

Facebook、X、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、BeReal、ブログ、電子掲示板など

■ ガイドライン

① 法的遵守

ソーシャルメディアを含めたインターネット上の表現も、憲法等の法令の下にあります。利用の際は、日本の法令を遵守してください。また、ソーシャルメディアは世界中で利用や閲覧が可能です。留学先や旅先など国外においても、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守してください。

② 知的財産権の保護

情報発信に際しては、文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他の著作物等の取り扱いに注意し、著作権、肖像権、商標権などの他人の権利や利益を不当に侵害することのないよう関連する法令を遵守してください。

③ 守秘義務・機密情報の取り扱い

アルバイト先やインターンシップ先で不用意に守秘義務に反する情報の発信を行うことはもとより、大学や附属中・高等学校で知り得た守秘義務を要する情報（研究上の秘密や業務情報など）を、許可なくソーシャルメディアを利用して発信することのないようにしてください。

④ 人権や倫理の尊重

人権尊重の基本理念や倫理に反する特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容の発言や投稿は、特定の法律に違反しない場合であっても許されるものではありません。これらの内容を含む表現を行わないようにしてください。

⑤ 正確な情報発信と誤りや不適切な発言の即時訂正

正確な情報の発信に努め、虚偽の情報は流さないなど、自分が掲載した内容には責任を持ってください。不正確な内容の発信は大きな混乱につながる可能性があります。また、発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに情報を訂正してください。その際、無用なトラブルや誤解を避けるためにも、変更箇所・事由をなるべく明記するようにしてください。

⑥ プライバシー保護

発信した情報は意図しない形で他人に保存され、長期間または永久に公開・拡散されつづけることに留意し、自身の個人情報保護に努めてください。また、第三者の個人の特定につながる情報を発信する場合は、相手の同意を得たうえ、自身の発信する内容によって他人のプライバシーを侵害しないように気をつけてください。

⑦ 大学及び附属中・高等学校の一員たる自覚

ソーシャルメディアを利用し、所属を明らかにしてコミュニケーション活動を行う場合は、個人としてだけでなく、社会全体から大学や附属中・高等学校を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚し、その発信が当該組織の見解であるような誤解や、個人や大学、附属中・高等学校の名誉を損なうことのない良識ある情報発信を心がけてください。

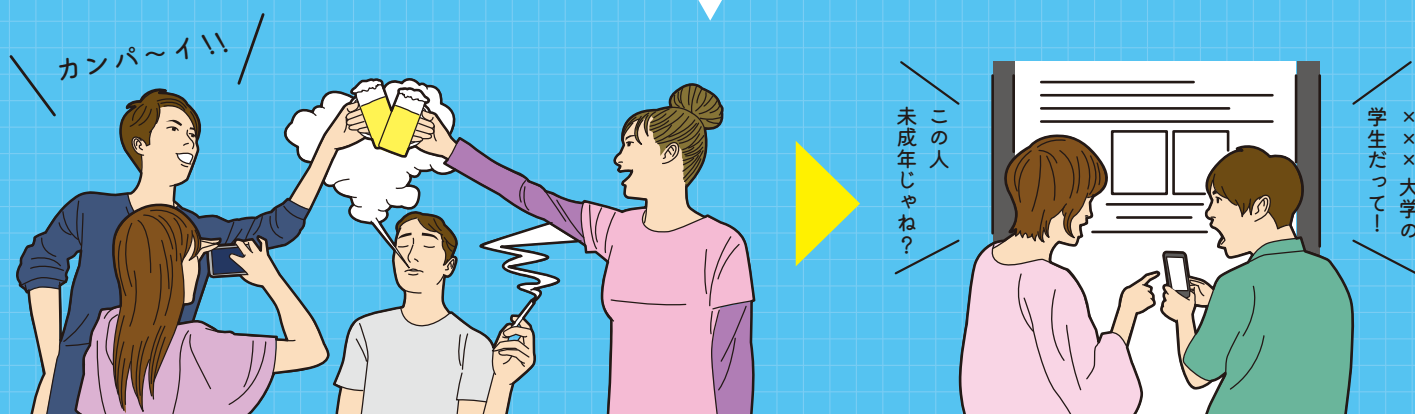
⚠ やってませんか？こんなこと！



【法的遵守】

ソーシャルメディアで 違法行為をさらして大炎上！

未成年の飲酒や喫煙、イタズラではすまされない犯罪行為を面白半分にソーシャルメディアで公開すると、翌日にはネットで非難の嵐が吹き荒れ、犯人特定の標的にされることになります。



法的遵守はその名の通り、**法律や条令を遵守すること**、つまり**法令違反をしないこと**を言います。違法行為を行えば、それなりの法的制裁を受けることは誰でも理解できるはずですが、さらに誰でも簡単にソーシャルメディアなどで発信・共有する時代です。見られていないから大丈夫などと気を緩めることなく、法的遵守ある学生生活を過ごすことが最低条件と思しましょう。

ここではもう少し踏み込んで、大学生にとっての**コンプライアンスの重要性**について考えてみます。コンプライアンスは、法的遵守は当然として、神奈川大学としての学則を柱とした様々な規定、細則、内規などの学内規範の遵守から現在の社会における良識、倫理などのいわゆる社会規範までを含む幅広い概念を指しています。かなり広範囲なルールであるように見え、堅苦しく思ってしまうかも知れませんが、実際にはほとんどの人が当たり前を考え、行動を行っている限り、コンプライアンス違反になることはありません。

しかしながら、ちょっとした気の緩みだったとしても、コンプライアンス違反を行ってしまうと、法的には罰せられなかったとしても、社会や組織から厳しい制裁を受けることになり、これまでの大学生としての生活を続けられなくなることもあります。また、学校法人神奈川大学にとっても厳しい監督責任や賠償責任が発生する場合もあり、教育機関としてイメージの毀損などの社会的制裁を受けることもあります。大学生とて、社会人としての自覚をもって、法的遵守だけでなく、社会の良識、倫理観を身に付けておくことが重要です。

本ガイドラインでは、法的遵守だけでなく、このコンプライアンスが如何に重要であるかを様々なケースから紹介していますが、以下に神奈川大学の学則および関連する学内規程も紹介します。これらには、知らなかったでは済まされないことが多々ありますので、一度読んでおくことをお勧めします。

神奈川大学
学則



サイバー
セキュリティに
関する
情報リンク



学校法人神奈川大学情報セキュリティポリシー
学校法人神奈川大学情報管理規程
学校法人神奈川大学プライバシーポリシー
学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程

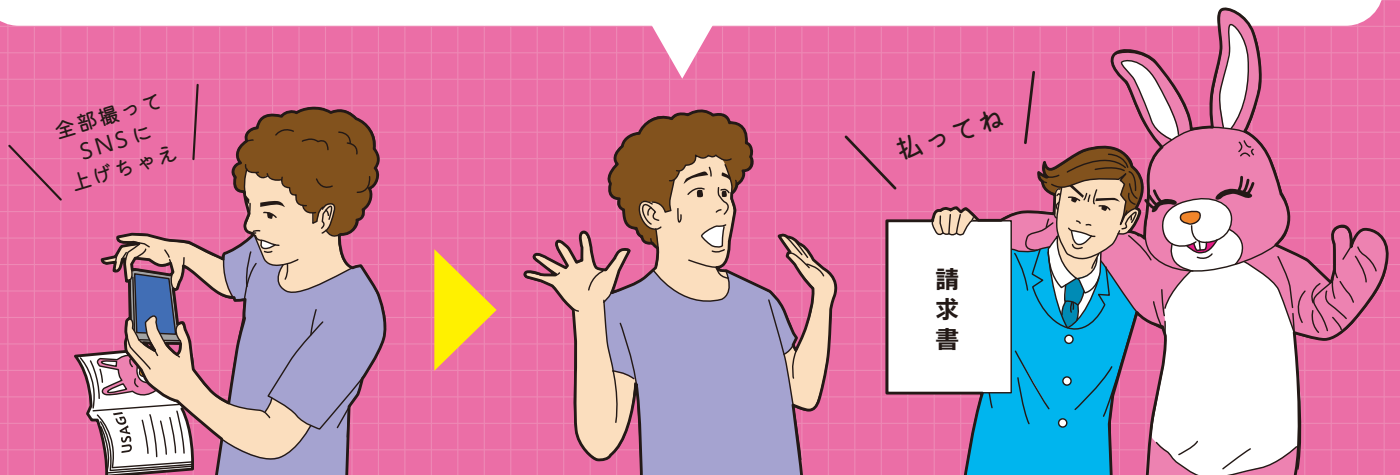




【知的財産権の保護】

他人の作品を勝手に使ったら 請求書が来た！

本や雑誌はもちろん、ネット上に公開されたイラストや音楽も、他人の著作物です。許可なくソーシャルメディア上にコピーを掲載したり発信したりすると、ものすごい額の請求書が届くかもしれません。むろん、これは違法行為にもなります。



スマートフォンやパソコンの普及とそれらで利用するアプリの進化によって、私たちは、これまでのように情報を外部から一方的に受けるだけでなく、積極的に外部に情報を発信することが簡単にできるようになっています。たとえば、スマートフォンでいわゆる「映える」写真を撮影したり、雑誌の記事や漫画のコマなどをスキャンしたり、またはネット上の他者の記事やイラストなどをコピーして、それらをソーシャルメディアに投稿することは、社会で広く行われているようです。

しかし、みんながやっているからといって、違法な行為が常にお目ごぼしされているわけではないということは理解しておきましょう。私たちの社会において目にする漫画やイメージキャラクターの画像、ニュースや他者のソーシャルメディアの投稿記事、さらには他人から受け取ったメールの本文などには、そういったコンテンツ（創作物）を創作した者つまり著作者やそれを使う権限を持つ著作者のそれぞれの権利を保護するための「著作権」という知的財産権が存在しているからです。著作権は、こういったコンテンツの著作者の名誉や著作者を含む著作者の経済的利益（財産権）を他人の侵害行為か

ら守るためのものであり、したがって許可を得ないで他人の著作物（思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの、とされています。）を不当に利用すると、使用料や損害賠償の請求を受けたり、違法性が極めて強いと判断されたときは警察が捜査をはじめたりすることもあります（「漫画村事件」など大量逮捕に繋がった例もあります）。

もっとも、著作者は自分のコンテンツを他者に積極的に使ってもらいたいと考えていることも多く、また私たちが他人の創作したコンテンツをいちいち許可を取らなければ利用できないというのも窮屈です。そこで、著作権法は、著作者の名誉や財産権を保護する一方で、一般の利用者が他人のコンテンツを比較的自由に利用するための「私的使用」「引用」「教育機関における複製」など、著作者の権利主張より利用者の利便を優先させる制度も用意しています。

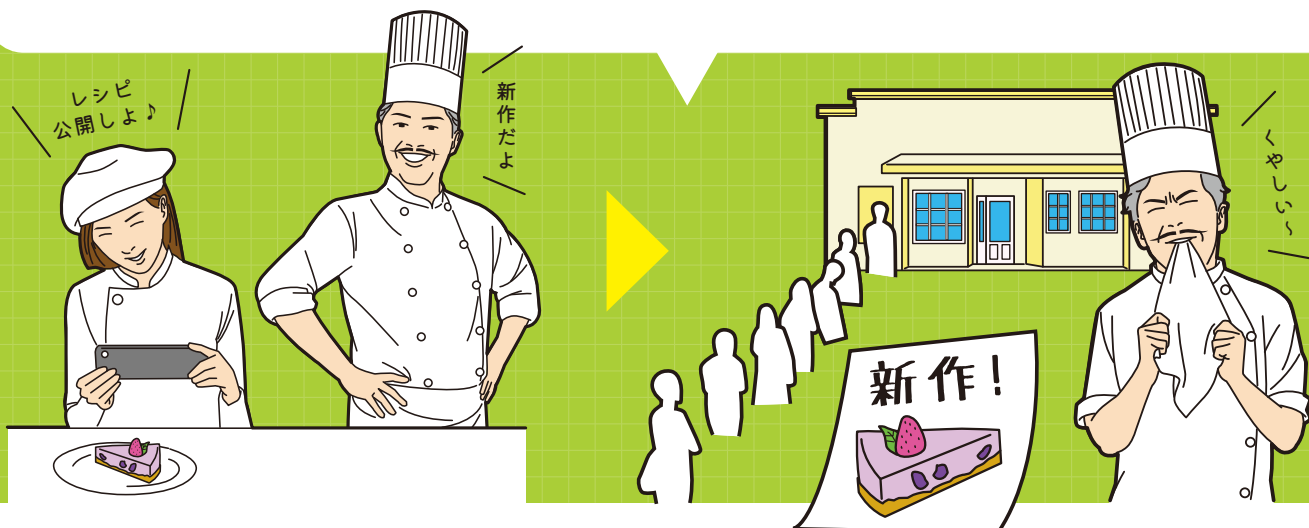
意図せず他人の著作権を侵害することがないように、著作権の概要を簡単に説明するサイトは無数にありますので、なにが許されなにが許されないのかを確認してみることをお勧めします。



【守秘義務・機密情報の取り扱い】

バイト先の秘密をバラしたら とんでもない迷惑かけちゃった！

学校、職場やアルバイト先で知った、仕事などのルールとして他人に明かしてはいけない情報や秘密をソーシャルメディアで暴露することは、れっきとした違法行為です。



守秘義務や機密情報という言葉は耳にしたことがあっても、学生等にとっては学びや部・サークル活動の場ではあまり意識していないことかもしれません。しかし、学生等の皆さんもアルバイトでの労働やインターンシップでの就労体験では、社会で働くという点では企業や官公庁などの職場の方々と同じく、それらを強く意識しておかなければなりません。

例えば、アルバイト先の家電量販店で、来月はバーゲンセールを実施するから勤務シフトに協力して欲しいという要請がなされた際に、何気なくそのバーゲンセールのことをソーシャルメディアに発信してしまうと、競合量販店にその情報を漏らしたことになり、アルバイト先の売り上げに損害を与えかねません。

インターンシップ先の発表前の開発商品情報や公開前の役員人事の情報については、その企業の株価にも影響を与えかねません。このような場合に、守秘義務違反として相応のペナルティを受けることにもなりかねません。

守秘義務については、刑法をはじめとして職務の特性上、秘密と個人情報の保持が必要とされる職業については、対応した各種法律に「職務上知り得た秘密を漏らし

てはならない」という趣旨の文言があります。しかし、これらに限らず上記のような場合にも「守秘義務違反」に該当するとされるので、迂闊（うかつ）にソーシャルメディアに就労上知り得た情報を発信しないようにしましょう。インターンシップに際して、秘密保持契約（Non-Disclosure Agreement、略称NDA）という書類に署名しなければならないこともありますので、守秘義務ということを理解して、迂闊（うかつ）な発信は行わないようにしましょう。

機密情報は、企業や官公庁などにおける重大な秘密情報を指しており、その漏洩は該当組織に重大な損害をもたらすものとされます。従って、該当組織内においても機密情報を入手できる人は限定されており、そのような機密情報をソーシャルメディアに発信してしまうと、その入手経路からも調査され、場合によっては法律で裁かれることにもなります。

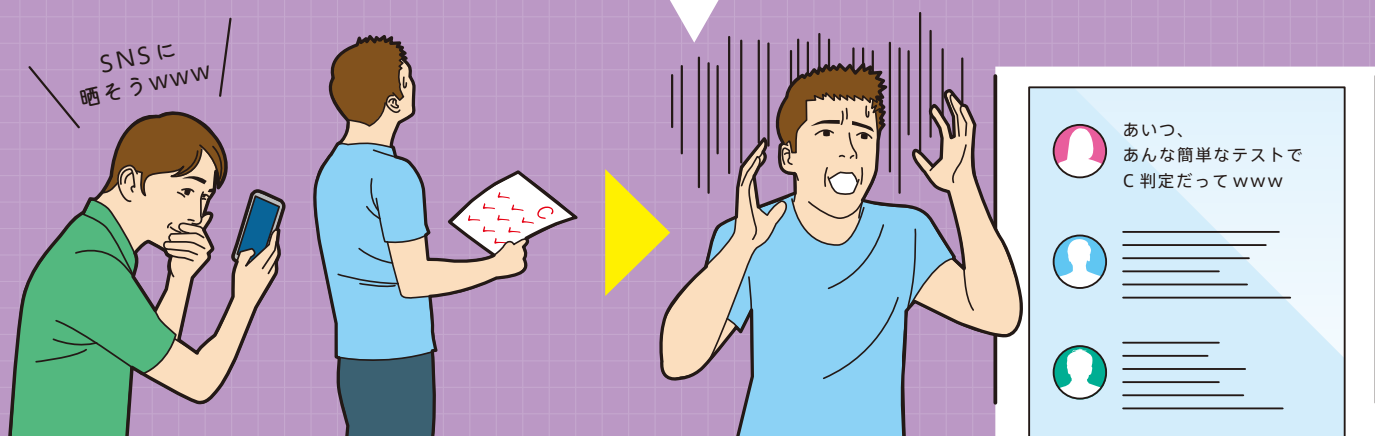
もちろん、ソーシャルメディアへの発信に限らず「守秘義務違反」や「機密情報の漏洩」については、相応のペナルティを受けます。学生等とはいえ、日常生活での「守秘義務」や「機密情報」といった社会的責任については十分意識しましょう。



【人権や倫理の尊重】

ちょっと友達のおもしろ情報でウケを狙っただけなのに・・・

他人を差別したり、誹謗中傷するような人権侵害行為や、誰かを不快にさせるような下品・猥褻な内容あるいは盗撮した画像をソーシャルメディアに投稿することは、違法行為となる可能性はもちろん、相手の人生を台無しにする危険性もはらんでいます。



ソーシャルメディアにおいては、いつでも自由に自分の考えを発信したり、誰かの投稿記事に回答（レス）をしたりすることができます。友人と、あるいは見知らぬ人と、お互いの意見や気持ちを伝え合うことは、とても楽しくときに有意義なことと思います。

しかし、あまりにも簡単に情報を発信できてしまうことから、感情にまかせた無責任な投稿によって、他人を不当に傷つけてしまうことがしばしば起きています。

ソーシャルメディアにおいて情報発信や投稿を行うときに気をつけてもらいたいことが、三点あります。一つ目は、他人を国籍によって差別（ヘイトスピーチ）したり性別や地位などによる差別をしたりしないように、二つ目はたまたま知った他人の秘密（プライバシー）を当人の許可もなく別の人に伝えないように、そして三つ目は根拠なく他人を侮蔑・中傷したり無責任なうわさを流布することがないように、それぞれ常に心に留めてソーシャルメディアを利用しましょう。「消える」「生きている価値がない」「死んでしまえ」など、他人の存在を全否定するような言葉は、発信者は「文字通りの趣旨で言っているわけではない」と言い訳しても、受け取った側はその言葉自体に衝撃を受けてしまうものです。そして、それらの心ない言葉は、対象となった人を精神的に追い詰め、ときに死を選択させてし

まうこともあります。

これらのことは、残念ながら、ソーシャルメディア上で多くの人が無自覚にまたは悪意をもって頻繁に行われているのが実情です。しかし、多くの人が同様のことをしているといっても、あなたがそれをしても許される道理はなく、あなただけが警察の捜査の対象となったとしても異議をとねえる術はなく、場合によっては「〇〇さんを追い詰めた非道なヤツ」とレッテルを貼られてあなたが次の標的になることもあるからです。

ソーシャルメディア等における誹謗中傷対策については、総務省が「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」をスローガンとして取り組んでいます。

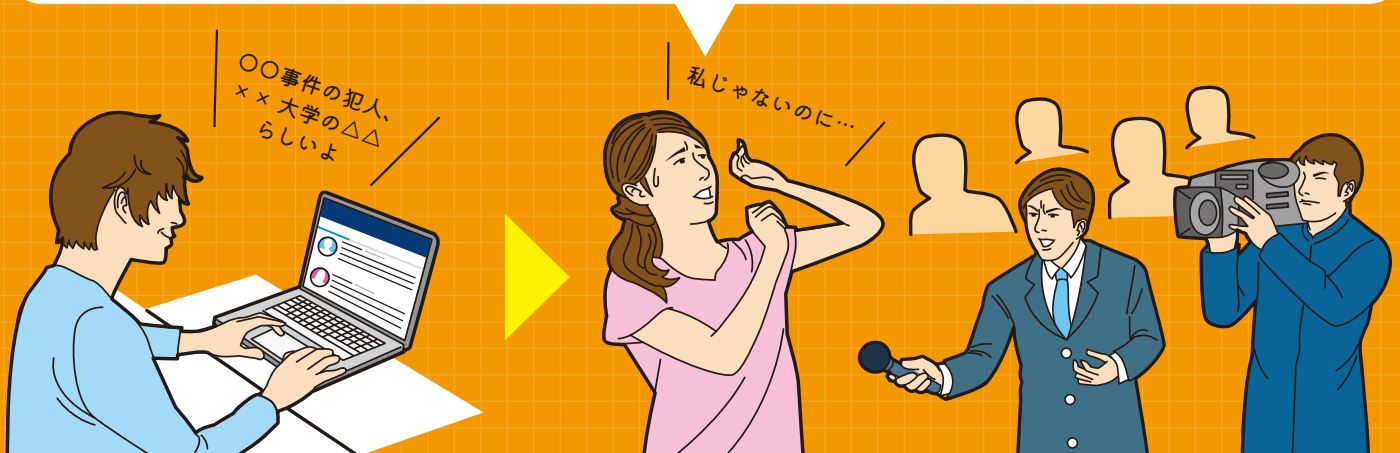
また、総務省、法務省及び一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構が共同して、ソーシャルメディア利用に関する人権啓発サイトを開設していますので、ソーシャルメディア上のやり取りで悩んだときには、そちらも役立ててください。

さらに、インターネット上の誹謗中傷など悪質な侮辱に厳正に対処するため、侮辱罪の法定刑の引上げが行われ、悪質な侮辱行為に対しては、拘禁刑や罰金刑を科すことができるようになりました。たった一言の暴言で人生を棒に振ってしまわないために、他人の人権を踏みこむような行為は絶対に止めましょう。



【正確な情報発信と誤りや不適切な発言の即時訂正】 デタラメの情報流したら あっという間に大騒動に！

ソーシャルメディアはさまざまな人がアクセスするものであり、情報の受け止め方も人それぞれです。投稿する内容の正確性には常に注意を払い、不正確、誤解されやすい投稿や間違いがあればすぐに訂正し、けっしてウソの情報を流してはいけません。



X, LINE, Instagram, Facebook, BeReal を始めとする様々なソーシャルメディアや、email、電子掲示板などは、情報を共有するのに非常に便利な道具です。しかしその一方で、誤った情報や（最近の言葉で言えば）フェイク・ニュースなども、数多く発信され拡散する場所でもあります。誤った情報は意図的に発信される場合もありますし、単なる知識不足から発信される場合もあります。

インターネット上で情報発信を行う際には、正確な情報の発信に努め、虚偽の情報は流さないなど、自分が掲載した内容には責任を持ちましょう。不正確な内容の発信は、社会に大きな混乱を生み出す可能性があります。特に大きな社会的事件に際して、（たとえ良かれと思ってやったことであっても）誤った情報を広く拡散することは、単に無用な混乱を生むばかりではなく、場合によっては、人の生死にも関わります。

誤った情報を発信することを避けるためには、まず自分が受け取った情報をすぐに拡散することは避け、その情報が正確かどうか事実確認（ファクト・チェック）を行いましょ。例えば、email やソーシャルメディアを通じて、詐欺などを目的とする情報を受け取ることがありますが、この場合は、送信先や受け取ったメッセージについて検索を行えば、正しい情報かどうかおおよそ判断できます。それでも分からない場合は、名前が挙げられている企業や団体に直接問い合わせることも有効です。

特に災害や感染症など大きな社会的問題については、まずは政府

やその他の公的機関の発表内容をホームページで確認しましょう。その上で、その情報が正確かつ有益であると判断でき、なおかつ、それを拡散することが社会の多くの人々にとって有益であると判断できる場合のみ、情報源（ソース）をはっきりと示した上で、発信しましょう。

また、発信した情報に誤りがあると分かった場合は、速やかに情報を訂正しましょう。その際に、無用なトラブルや誤解を避けるためにも、変更箇所や理由をなるべく詳細に明記しましょう。さらに、変更前の情報を発信する根拠となった情報源（ソース）と、変更に至る根拠となった情報源（ソース）の両方を明記することは、第三者がさらなる事実確認（ファクト・チェック）を行う上でも有益です。

複雑な問題や新しい問題については、簡単に事実確認（ファクト・チェック）を行うことが難しい場合もありますが、その際にも情報源（ソース）を詳細に挙げておけば、後の検証の際に役立ちます。そのような未確認情報を発信する際には、まだ未確認であることを断った上で、さまざまな第三者の検証に委ねることは、正確な情報の発信という意味では、社会にとって有益にもなります。

以下、情報を発信する際の注意点です。

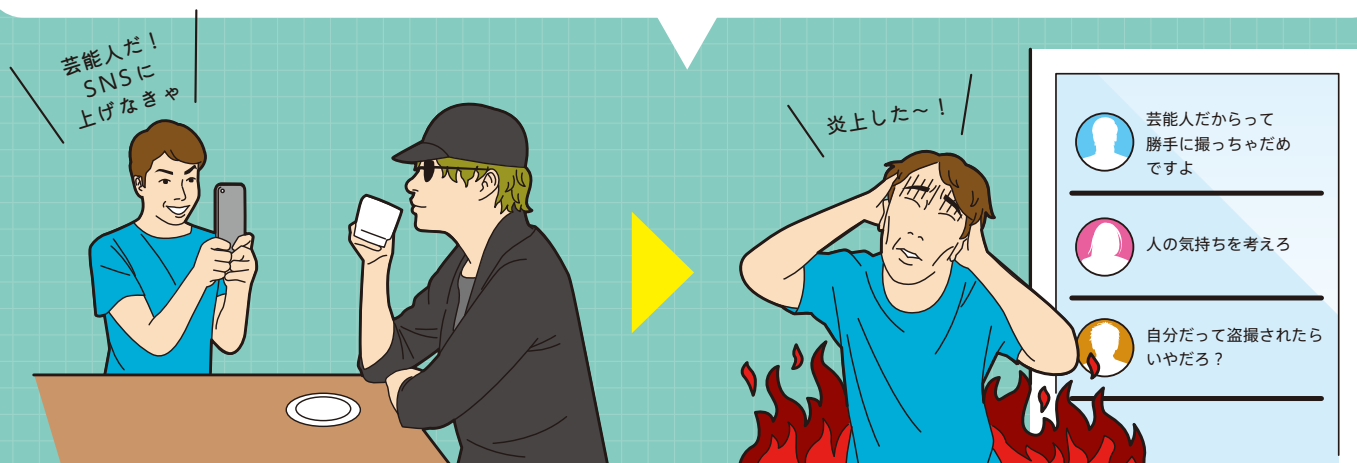
1. 発信する前にひと呼吸置きましょう。
2. 事実関係を調べて確認しましょう。
3. 情報源（ソース）を示しましょう。



【プライバシー保護】

他人の秘密の暴露が 多くの人を傷つけることも・・・

氏名、生年月日、住所などの記述等により特定の個人を識別できる情報を個人情報といい、個人や家庭内の私生活に関わること、個人の秘密などをプライバシーといいます。なんらかの事情で他人の個人情報やプライバシーに関わることを知ってしまっても、それをソーシャルメディアで拡散してはいけません。



ソーシャルメディアの普及によって、個人が自由かつ簡単に情報を発信でき、それが不特定多数の人に、かなり速いスピードで伝達するようになりました。しかしながら、発信の仕方を誤って、他人のプライバシーを侵害してしまったり、思わぬところから情報が漏えいしたりする問題が現実起こっています。

情報化社会でもっとも問題になるのは、プライバシーの問題だともいわれます。プライバシーとは、個人的な日常生活や社会行動について、他人に知られたくない私的事柄をみだりに公開されない法的な保障と権利を指します。日常生活でも、ちょっとした不注意によりプライバシーを侵してしまうことがあります。家庭の内情(住所なども該当します)、就寝中、入浴中などが許可なく公開されることは、プライバシーの侵害にあたります。

インターネットを利用した情報発信では、発信した情報が意図しない形で他人に保存され、将来にわたって人物情報として利用され、長期間または永久に公開・拡散されつづける恐れもあります。プライバシーや人権を侵害してしまった場合の影響は、日常生活の比ではありません。ソーシャルメディアで発信したことが、将来、自身を困らせる

ことがないように、充分留意しましょう。ソーシャルメディアの各サービスでは、情報の公開範囲をユーザーが設定できるようになっています。情報を登録・発信する際は、利用するソーシャルメディアの特性や内容を理解した上で、公開範囲などに注意して、自身のプライバシー保護に努めましょう。

一方で、他者のプライバシーを公開してしまうことがないようにすることも重要です。行動履歴等から個人が特定される事例もあるため、ソーシャルメディアでの情報発信にあたっては、プライバシーや人権を侵害していないかどうかを確認した上で、慎重に行うことが求められます。個人の特定につながる情報を発信する場合は、原則として相手方の了解が必要です。自身の発信する情報によって他人のプライバシーを侵害しないよう、十分に注意しましょう。

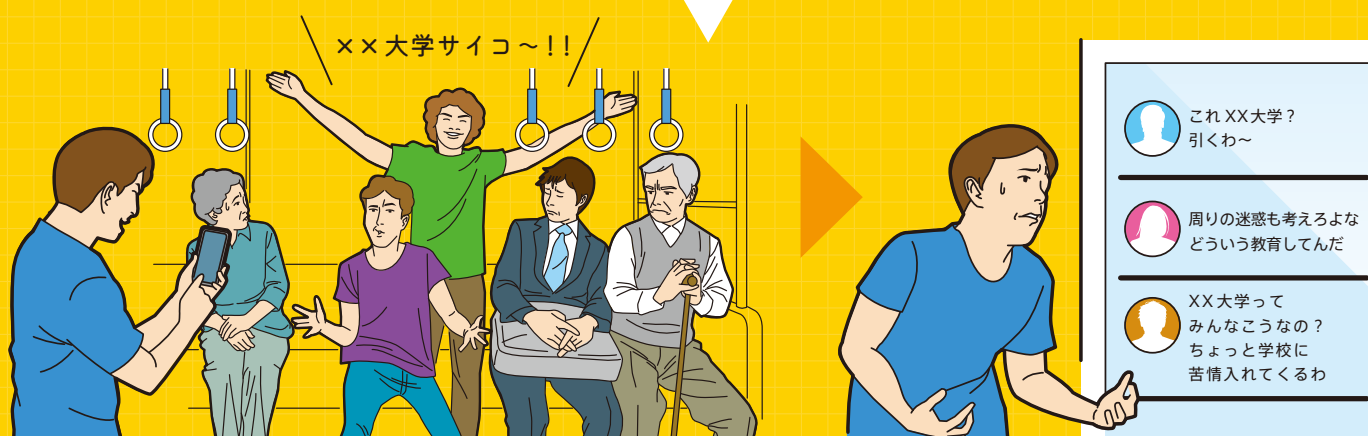
社会の情報化はこれからも進んでいくでしょう。今まではプライバシー情報として捉える価値がなかった情報も、情報処理技術の進展にともなってプライバシー情報として捉えられるようになる可能性があります。こうした時代・サービスの変化にともなってプライバシー情報の範囲に関する認識を変えていく柔軟さを身につけていく必要もあるでしょう。



【大学及び附属中・高等学校の一員たる自覚】

学校名出してちょっと調子に乗ったらキャンパスが大混乱！

ソーシャルメディアを利用するときは、神奈川大学の学生、附属中・高等学校の生徒として、節度を保った投稿を心がけましょう。社会の人々は、あなたの発言を神奈川大学の教育や指導の結果と簡単に考えます。



電車内やお店など公共の場で「KU」マークや大学名、学校名が入った服や制服を着ていたり、バッグを持っていれば、あなたが「神奈川大学」の学生や附属中・高等学校の生徒だと認識されます。その人の振る舞いや言動は、良い事も悪い事も「神奈川大学の人」として見られるわけです。だからこそ、私たち一人一人が、節度ある言動や身の振る舞いが大切なのです。

ネット上の振る舞いも同様です。ソーシャルメディアは、自分の事を良く知っている友人や仲間だけでなく、直接会った事がない人や知らない人とも気軽に会話を楽しめるのが大きな特徴です。また、各種ソーシャルメディアは連携させることができ、一つのソーシャルメディアで投稿した内容をより多くの人に知らせる事ができます。多くの人に配信する事は自分を知ってもらうという意味では良い事かもしれませんが、一度投稿したコメントや写真、動画は一度アップしてしまえば、取り消したり回収する事は不可能になるという事です。書き込みや配信には十分注意をしましょう。

では、ソーシャルメディアに登録の際に大学名や学校名の情報を登録しなければ、「神奈川大学の人」という情報

は伝わらないと言えるでしょうか？ところがそう単純ではありません。人と人とが繋がる事によって、自分がソーシャルメディアに登録した自己紹介以上の情報が伝わる事があります。例えば、クラスメートや同じサークルや部活の友人が、自己紹介で大学名や学校名を記載したり、大学名や学校名、キャンパスが写っている写真を投稿すれば、それまでの投稿の内容からあなたも同じ所属である事がわかります。また、写真にGPS情報がひもづけられていれば、撮影場所や日時が特定されてしまいます。

このようにソーシャルメディアを利用してコミュニケーションを行う場合は、個人としてだけではなく、社会全体から大学や附属中・高等学校を代表したイメージで受け取られるという事を十分に自覚してください。みなさんのソーシャルメディアへの投稿が、当該組織の見解であるような誤解を招いたり、個人、大学、附属中・高等学校の名誉を損なうことのないよう、良識ある内容である事を心がけましょう。

神奈川大学
附属中学校
学則



神奈川大学
附属高等学校
学則





ソーシャルメディアで大学生活・学校生活を棒に振らないための心得

① 配信前にもう一度読み返せ

送信先は全世界という前提で、
内容をもう一度読み返そう。
その数秒の心の余裕が自分自身を守る。

② 配信したら、もう後戻りできない

ネット上に一度拡散した発信は削除できないと
思ったほうがよい。発信元を削除しても、
そのコピーが拡散していく。

③ あなたの常識が世界の常識とは限らない

単なる冗談のつもりが発言も
すべての人が受け入れるとは限らない。
何事も反発があることを想像すべし。

④ 匿名発言とは思わなけれ

ソーシャルメディアなどは匿名登録していれば、
本人が特定されないと思ってはいけない。
必ず本人探して特定される。

⑤ 他人を侮辱や非難してはいけない

その行為は必ず自分に戻ってくると思きましょう。
世の中は甘くない。

⑥ 他人のプライバシーを公開してはならない

どんなに良いことであっても、
他人が触れ回っていいわけではない。
投稿した写真の中に他人は写っていませんか？

⑦ 自分の行いを懺悔する場ではない

犯罪または同等な行為を報告するなら、
それに相応しい場所に行くか、
信頼できる周りの人に相談しよう。

⑧ ソーシャルメディアの世界は 善人ばかりではない

あなたの発言を善人が聴いているのではない
ということを肝に銘じよう。

ソーシャルメディアに関する 相談窓口

[横浜キャンパス]

教育・学生支援部学生課

[みなとみらいキャンパス]

教育・学生支援部学生課

[中山キャンパス(附属中・高等学校)]

各クラス担任の先生

KU 学校法人 神奈川大学

[横浜キャンパス]

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1/TEL:045-481-5661(代)

[みなとみらいキャンパス]

〒220-8739 神奈川県横浜市西区みなとみらい 4-5-3/TEL:045-664-3710(代)

[中山キャンパス(附属中・高等学校)]

〒226-0014 神奈川県横浜市緑区台村町800/TEL:045-934-6211(代)

★問い合わせは情報システム部まで(横浜キャンパス内)